

議第 61 号

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

個人情報を適切に管理し、かつ、円滑な事務実施のため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

下呂市個人情報保護条例（平成16年下呂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（収集の制限） 第6条 （略） 2 （略） 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）～（5） （略） <u>（6） 他の実施機関から個人情報取扱事務の目的の範囲内の提供又は次条第1項ただし書の規定による提供を受けて収集するとき。</u> <u>（7） 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））から収集する場合であつて、事務の遂行に必要な限度で収集し、かつ、収集することについてやむを得ない理由があると認められるとき。</u> <u>（8） 下呂市個人情報保護審査会（第38条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見に基づいて、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じ、又は本人以外から収集することに公</u>	（収集の制限） 第6条 （略） 2 （略） 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）～（5） （略） <u>（6） 下呂市個人情報保護審査会（第36条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見に基づいて、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じ、又は本人以外から収集することに公</u>

改正後	改正前
益上の必要その他相当な理由があるとして 実施機関が認めるとき。	益上の必要その他相当な理由があるとして 実施機関が認めるとき。
<u>4 実施機関は、前項ただし書（同項第7号に 該当する場合に限る。）の規定により個人情報 報を収集したときは、その旨を審査会に報告 しなければならない。この場合において、審 査会は、当該実施機関に対し、当該報告に係 る事項について意見を述べることができる。</u>	
<u>5</u> （略）	<u>4</u> （略）
（利用及び提供の制限）	（利用及び提供の制限）
第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的 以外の目的のために保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。以下この条において同じ。） を自ら利用し、又は実施機関以外の者に提供 してはならない。ただし、次のいずれかに該 当するときは、この限りでない。	第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的 以外の目的のために保有個人情報（保有特定 個人情報を除く。以下この条において同じ。） を自ら利用し、又は実施機関以外の者に提供 してはならない。ただし、次のいずれかに該 当するときは、この限りでない。
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
<u>（5） 同一の実施機関内において利用する場 合又は他の実施機関に提供する場合であつ て、個人情報を使用する実施機関が、事務 の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用 することについてやむを得ない理由がある と認められるとき。</u>	
<u>（6） 国、独立行政法人等、他の地方公共団 体又は地方独立行政法人に保有個人情報を 提供する場合であつて、緊急を要するとき その実施機関が審査会の意見を聴いてから 提供することとすると公益上著しい支障が 生ずると認められるとき。</u>	
<u>（7） 前各号に掲げる場合のほか、実施機関</u>	<u>（5） 審査会の意見に基づいて、本人から収</u>

改 正 後	改 正 前
<u>が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</u> 2 (略) 3 <u>実施機関は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。</u> 4 <u>実施機関は、第1項ただし書（同項第6号に該当する場合に限る。）の規定により保有個人情報を提供したときは、その旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。</u>	<u>集することにより個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じ、又は本人以外から収集することに公益上の必要その他相当な理由があるとして実施機関が認めるとき。</u> 2 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

個人情報を適切に管理し、かつ、円滑な事務実施のため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 提供する実施機関にて提供の妥当性が判断されていれば、他の実施機関から個人情報を収集できることを規定します。

(第6条第3項第6号関係)

- (2) 事務の執行上やむを得ないときに限って、審査会の意見を聴かず、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から個人情報を収集できることを規定します。

(第6条第3項第7号関係)

- (3) 引用している条文の条ずれを修正します。

(第6条第3項第8号関係)

- (4) 第6条第3項第7号の規定に基づき個人情報を収集した実施機関は、当該収集の事実及び内容等を審査会に報告しなければならないことを規定します。また、審査会は当該実施機関に対して意見を述べることを規定します。

(第6条第4項関係)

- (5) やむを得ない理由があるときは、必要な限度で保有個人情報を内部で利用し、あるいは他の実施機関に保有個人情報を提供できることを規定します。

(第7条第1項第5号関係)

- (6) 緊急を要する際、審査会の意見を聴かず、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供できることを規定します。

(第7条第1項第6号関係)

- (7) その他実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、保有個人情報を提供できることを規定します。

(第7条第1項第7号関係)

- (8) 保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合、相手方に対し使用目的や使用方法の制限を付し、提供する保有個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること規定します。

(第7条第3項関係)

- (9) 第7条第1項第6号の規定に基づき保有個人情報を提供した実施機関は、当該提供の事実及び内容等を審査会に報告しなければならないことを規定します。また、審査会は当該実施機関に対して意見を述べることを規定します。

(第7条第4項関係)

- (10) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)